

2024年度（令和6年度）第1回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2024年度（令和6年度）第1回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2024年（令和6年）5月29日（水）17時30分～18時30分
福山市役所3階 中会議室

3 出席者

委 員	梅國委員長、堂前委員、上村委員、松井委員、佐藤委員（計5名）
関係部課長	（市長部局）
	建設管理部長、建設政策課契約担当課長、建設政策課長、 技術検査課長、公園緑地課長、営繕課長、設備課長
	（上下水道局）
	経営管理部長、施設部長、管財契約課長、水づくり課長

4 会議の概要

（1）抽出案件の審議

抽出案件の審議に際し、2023年度（令和5年度）の契約状況について、建設政策課契約担当課長から次のとおり説明を行った。

「2023年度（令和5年度）の福山市発注分の入札件数は736件で、落札率は90.99%、上下水道局発注分の入札件数は212件で、落札率は90.77%であり、前年度と比較して、福山市発注分の落札率が1.59ポイント上昇し、上下水道局発注分の落札率が1.13ポイント上昇している。福山市発注分の落札率の上昇の要因としては、予定価格が10億円を超える大型案件について、落札率が上昇したことによるものであり、また、2023年度（令和5年度）から最低制限価格の算定式を変更したことが影響したと考えられる。また、上下水道局発注分の落札率の上昇の要因としては、2023年度（令和5年度）から最低制限価格の算定式を変更したことが影響したと考えられる。」

続いて、2023年（令和5年）10月1日から2024年（令和6年）3月31日までの間に開札を行った工事を対象に、担当の委員が事前に抽出した案件（①～⑤）について審議を行った。

- ① 小立第1公園遊具更新工事
- ② 竹ヶ端運動公園庭球場整備上家新築昇降機設備工事
- ③ 福山市中央斎場火葬炉耐火物改修工事
- ④ 箕島減圧池流入管取替工事
- ⑤ 箕島浄水場No.2脱水機ろ布洗浄装置修繕工事

○ 抽出案件の審議内容

抽出されたそれぞれの案件について、まず案件の抽出を担当した委員が選定理由を説明した後、関係職員がそれぞれ工事の概要・入札状況について説明し、各委員からの質疑に対する回答を行った。

抽出案件に対する主な質疑応答は次のとおりである。

抽出案件① 小立第1公園遊具更新工事	
Q 1	① 入札参加10者中9者が失格となり、1者しか残らなかった理由 ② 落札率が99.9%と極めて高い理由
A 1	本工事は、本市が管理する公園施設の長寿命化に向け、計画的に取り組んでいる更新工事であり、工事内容は、既存の老朽化した滑り台及び砂場を、現行の安全基準に適合した施設へと更新するものである。 入札者10者中9者が失格となった理由としては、本市では、「福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領」に基づき、市が積算した工事費を基に、工種ごとに最低制限価格の基準価格を算定している。 この最低制限価格は、開札時に、この基準価格を基に案件ごとに0～0.3%未満の許容範囲内で任意に電子計算機が算出した額を最低制限価格として設定し、入札を実施している。 本工事においては、まず入札者10者中6者が最低制限価格を算定する元となる「基準価格」を下回る価格での入札であったことから失格となり、さらに電子計算機による自動調整の影響から3者が失格となったことから、残る1者のみが有効な入札となったものである。 落札率が99.9%と極めて高かった理由については、入札者10者中9者が最低制限価格を下回ったため失格となり、最低制限価格以上の有効な入札の1者が予定価格付近であったため、落札率が高くなったものである。
Q 2	変更契約で当初契約金額が増額となっているが理由は何か。
A 2	既設の遊具を撤去したところ、既存コンクリート基礎が当初見込んでいたものよりも大きいことが判明し、撤去費用及び処分費用が増えたためである。
Q 3	滑り台の製品の仕様は、契約書の中に定められているのか。
A 3	そのとおり。滑り台の製品については、契約書に定める仕様書同等品以上のものを設置するよう図面で提示している。

抽出案件② 竹ヶ端運動公園庭球場整備上家新築昇降機設備工事	
Q 4	① 入札参加者が、1 者のみとなった理由 ② 入札資格者が何者程度あり、その内何者程度の入札を想定していたか。
A 4	本工事は、竹ヶ端運動公園庭球場内に管理棟新築に伴い鉄骨造地上2階建て、延べ面積886.27㎡の新築建物に昇降機1台を設置する工事である。 本工事の入札参加者が1 者のみになった理由については、入札参加者が自社の工事の受注状況や技術者の他工事への配置状況等を総合的に判断した結果であると考えている。 昇降機設備は、製造業者独自のノウハウがあり設計、製造、据付まで一貫して施工する必要があることから、機械器具設置工事の入札参加資格を有する者のうち、県内に本店・支店を有する昇降機設備の製造業者であること、また設備に不具合が発生した場合、人命に関わる場合も想定できることから、「福山市内に保守体制の拠点（関連会社を含む。）を有し、3人以上の技術者を当該拠点に配置していること」を入札参加資格としたものである。 この入札参加資格を満たす業者は少なくとも6者程度が有することを把握しており、その内5～6者程度の入札を想定していた。
Q 5	工期はどれくらいか。上屋全体の工期も同じか。
A 5	工期は1年2か月である。上屋全体の工期も同様である。
Q 6	工期が長いが理由は何か。
A 6	メーカーによって昇降機や昇降路の大きさが異なり、基礎を作る段階から、現場の状況を確認しながら昇降機を作っていく必要があるため、工期は長くなっている。
抽出案件③ 福山市中央斎場火葬炉耐火物改修工事	
Q 7	① 随意契約とした具体的な理由。条件によっては、他者でも可能な改修工事であるのか。 ② 今後同種の施設を仮に新規建設する場合も、改修時には特殊工事となるのか。
A 7	本工事は、福山市中央斎場における火葬炉の維持と機能回復を目的とする工事である。火葬炉については炉、燃焼設備、吸排気設備で構成され、これらの設備はメーカーが燃焼炉の形状や電子回路等の独自技術とノウハウで製作した特注品である。他者が工事をした場合、構成する設備が適正に制御できなくなり、安

	定した火葬が確保できなくなることから、当該火葬炉の製作メーカーである業者と随意契約したものである。 火葬炉の制御システムは、メーカーの独自技術により製作されており、火葬対象の状態（体重、身長）に合わせた燃焼火力、時間を考慮して、収骨に適した状態に火葬しつつ、ダイオキシン等の排ガス規制に適合する排気となるよう制御されているもので、これらの一部を他社が交換することにより性能が低下した際に、周辺環境や利用者にあたえる影響を考えると他社に修繕を行わせることは適切でないと考える。 特殊工事として製作メーカーに維持修繕を依頼することが、火葬炉の性能を良好な状態で維持する適切な方法と考える。
Q 8	火葬炉を製造できるメーカーは全国にどれくらいあるのか。
A 8	全国で火葬炉を製造できるメーカーの数は不明であるが、福山市内の斎場の火葬炉の設置実績があるのは2者である。また、過去に、他の斎場を建設する際、火葬炉については特殊設備のため、機種選定委員会を設け維持修繕の計画等を含め3者のメーカーから提案を受け、その中からメーカーが選定されているという経緯がある。
Q 9	受注者は市外業者か。
A 9	本社が新潟県にある市外業者である。
Q 1 0	今後、斎場を新たに建設する場合、機種選定委員会を開き、メンテナンス及び改修も含めてメーカー選定していくという考えか。
A 1 0	今後、斎場の建設計画がある場合、斎場を複数年維持管理するため、P F I といった手法も検討していく。
Q 1 1	火葬炉はメーカーの独自技術が使われていることから、複数のメーカーで相互に補完することは難しいのか。受注したメーカーが倒産した場合は想定されているのか。
A 1 1	火葬炉は耐火煉瓦で作られた炉、ガスバーナーを燃焼する部品、排気のダクト及びフィルターを含めた部品等で構成されており、その部品を他メーカーの代用品で置き換えることは可能であるが、排ガスや火葬の状態を適切に運用していくにはメーカー独自の技術が必要であることから、複数メーカーが相互に補完しな

	がら設備を運用するのは難しい。しかしながら、万一倒産した場合は代用の部品で運用するしかないが、その場合は機能低下が起こる可能性があり、調整にかなりの困難が予想される。
Q 1 2	この規模の改修工事は何年周期で行うのか。
A 1 2	中央斎場のような稼働率が高い施設の場合、小修理であれば、1 個の炉に対して2年周期で改修を行っている。排気のダクトなどは5年や10年のスパンで改修を行っている。
Q 1 3	小修理は今回のような多額の費用は発生しないのか。
A 1 3	当該施設には12基の炉があるが、1基当たりの修理だと小額であるため、多額の費用は発生しない。
Q 1 4	火葬炉を設置したメーカーは機種選定委員会で選定されたメーカーであるため信用があり、当該メーカーがメンテナンスをしていくことに問題はないということか。
A 1 4	そのとおり。機種選定委員会で選定されたメーカーが随意契約で火葬炉の設置を行っており、それ以降当該メーカーと随意契約で改修を行っている。
抽出案件④ 箕島減圧池流入管取替工事	
Q 1 5	① 入札参加者が2者と少ない理由 ② 落札率が100%と他にない高さである理由。過去も含め、いくつかの案件で99%超の落札率は想定範囲内か。
A 1 5	本工事は、上水道の箕島減圧池流入管が経年劣化により突発漏水の恐れがあるため、配管や弁の取替を行う水道施設工事である。 入札参加者が2者と少ない理由については、入札参加資格を有する業者は事前に約50者と把握していたが、入札参加者がその時点での手持ち工事の状況、技術者の他工事への配置状況又は仕様書の内容等を総合的に判断した結果であると考えている。 落札率が100%の結果については、入札参加者の2者のうち1者が最低制限価格を下回る価格で入札したために失格となり、最低制限価格以上の有効な入札をした1者が予定価格と同額で入札したことによるものである。 99%超の落札率については、入札参加者が、設計書等を基に積算した見積額

Q 1 6	を予定価格の制限の範囲内で入札した結果であると考えている。 漏水の恐れがあるため配管や弁の取替を行ったとのことだが、交換する時期や状況の基準はあるのか。
A 1 6	上下水道局では、使用年数基準を基本として施設の更新を行っている。なお、本現場の既設配管は鋼管を使用しており、継ぎ手部分から腐食しているような状況にあった。弁については、作動不良がいくらか発生していたという状況があったため取替工事を行った。
Q 1 7	工事期間が長いが、今回の工事については、緊急性はないけれども腐食の状況から交換すべきという考えか。
A 1 7	そのとおり。
抽出案件⑤ 箕島浄水場 No. 2 脱水機ろ布洗浄装置修繕工事	
Q 1 8	① 随意契約とした具体的な理由。他社でも可能な修繕工事であるのか。 ② 落札率が 99.6% と極めて高い理由
A 1 8	本工事は、箕島浄水場の汚泥脱水機ろ布洗浄装置に動作の異常が発生しているため、修繕工事を行ったものである。 修繕部品のろ布洗浄装置は、箕島浄水場の汚泥脱水機の構成機器の一部であり、脱水処理において重要な機器である。 箕島浄水場の汚泥脱水機は、製造者であるメタウォーター株式会社独自の特殊な性質を有する機器であり、機器の調達及び取替等を他社で行った場合、著しい支障が生じる恐れがあるため、当該業者と随意契約したものがある。 本工事の予定価格の設定に当たっては、一般的な材料等については建設物価等の単価を採用し、諸経費等については全国簡易水道協議会の水道事業実務必携に基づき算出しているが、本工事は製造者独自の特殊な機器を調達して取替を行う工事であり、特殊品や特殊工事については、機械材料の多くに汎用標準価格が無く、当該業者から徴取した見積書を参考に精査し、単価を決定しているため、高い落札率になったと考える。
Q 1 9	今回の随意契約の根拠法令は何か。
A 1 9	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号（契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき）である。

Q 2 0	本件については、見積りが1者のみで落札率は99%を超えている。特殊な機器ということは分かるが、競争原理が働かず、この先も業者の言いなりの状態が続くように見えてしまう。相見積りもないので金額の適正性もわからない。過去の機器の交換実績が複数回あると思うので、その見積り額と比較して金額の妥当性を判断するなど何か方法はないのか。
A 2 0	機器に関して複数者から見積徴取しても、当該事業者の製品になってしまうため、特殊品の金額比較はできないが、価格の交渉は当然行っている。建設物価を見ながら、似たようなものを探し高いものは値段の調整をして、それを参考に設計している。
Q 2 1	質問ではないが、本件のような場合、業者側からすると当初の施設導入時は価格を低く抑え利益が出なくても、長期的なスパンで修繕時の随意契約で利益回収するという考え方もできる。価格が高すぎないか確認しているとの説明ではあるが、第三者的にはこのような見方もできる。なかなか難しい問題ではある。
A 2 1	引き続き、適正な予定価格を設定していく。
以上	

その他
委員より公共施設整備におけるPFI手法に関する質問があり、PFI手法に関する概括的な質疑が行われた。

○ まとめ

抽出案件について、委員会から付された意見はなかった。

(2) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

・ 指名除外措置運用状況について

2023年（令和5年）10月1日から2024年（令和6年）3月31日の間に指名除外措置をした5事案5者（市長部局分）の状況について、建設政策課契約担当課長が報告した。また、上下水道局が独自に指名除外措置とした者はいないことについて、管財契約課長が報告した。

報告内容に対する主な質疑応答は、次のとおりである。

指名除外措置運用状況についての報告	
Q 1	(有) 水呑水道の指名除外期間が2年と長い、具体的にどんなことがあつ

	たのか。
A 1	福山市発注の「多治米放課後児童クラブ新築給排水衛生設備工事」の入札に関し、職員が（有）水呑水道の代表者に最低制限価格に関する情報を漏らし、職員及び業者の代表者が公契約関係競売入札妨害の罪で広島区検察庁に起訴されたものである。
Q 2	福山市の職員が情報を漏らしたのか。
A 2	福山市民病院の職員が本市発注工事の情報を漏らした。
Q 3	福山市が指名除外措置をすると、上下水道局発注の入札も参加できないのか。
A 3	そのとおり。
	以上

（３）その他

- ・ 次回委員会の開催時期について
２０２４年（令和６年）１１月下旬の予定
- ・ 次回で審議の対象とする工事案件の抽出について
２０２４年（令和６年）４月から２０２４年（令和６年）９月までを対象とし、松井委員が担当する。